

区長報告第二号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、港区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を平成二十七年三月三十一日次のおり処分したので、同法同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

平成二十七年五月二十六日

港区長 武井雅昭

港区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

港区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十六年港区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

付則第一条第三号中「第三十八条の改正規定」を「第三十八条第一項第二号イの改正規定（「三千六百元」に係る部分を除く。）」に、「付則第三条」を「付則第三条第一項」に改め、同条第四号中「港区特別区税条例」の下に「第三十八条第一項第一号の改正規定、同条第二号イの改正規定（「三千六百元」に係る部分に限る。）並びに同号ロ及び同条第三号の改正規定並びに」を加え、「付則第四条」を「付則第三条第二項、第四条」に改める。

付則第三条中「第三十八条第一項及び第二項」を「第三十八条第一項第二号イ（「三千六百元」に係る部分を除く。）及び同条第二項（同条第一項第二号イ（「三千六百元」に係る部分を除く。）に規定する税率の七割に相当する額とする場合に限る。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 新条例第三十八条第一項第一号、第二号イ（「三千六百元」に係る部分に限る。）、同号ロ及び第三号並びに同条第二項（同条第一項第一号、第二号イ（「三千六百元」に係る部分に限る。）、同号ロ及び第三号に規定する税率の七割に相当する額とする場合に限る。）の規定は、平成二十八年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十七年分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。